

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

固定資産価格審査決定取消等請求事件外2件について

(①令和5年(行ヒ)第142号、②同年(行ヒ)第177号、③同年(行ヒ)第207号)

事案の概要

大阪市及び広島市に所在する複数の非木造家屋（いずれも複数の構造（鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造等）により建築されたもの）の固定資産税の納税義務者である原告は、大阪市長（①②事件）及び広島市長（③事件）により決定され家屋課税台帳に登録された上記各家屋の平成30年度の価格を不服として審査の申出をしたところ、大阪市固定資産評価審査委員会（①②事件）及び広島市固定資産評価審査委員会（③事件）は、審査の申出を棄却し又は価格を減額して定める各決定をした。

本件は、原告が、各被告を相手に、上記各決定の取消し等を求める事案である。

固定資産評価基準は、非木造家屋の価格を、再建築費評点数に経過年数に応ずる減点補正率（経年減点補正率）を乗じて評点数を付設し、これに評点1点当たりの価額を乗ずるなどして算定するものとしている。

$$\text{非木造家屋の価格} = \text{再建築費評点数} \times \text{経年減点補正率} \times 1\text{点単価}$$

固定資産評価基準は、非木造家屋の構造区分に応じて経年減点補正率を定めているところ、上記各家屋の価格は、いずれも、低層階を構成する構造（鉄骨鉄筋コンクリート造等）に応じた経年減点補正率を適用して決定されたものである。これに対し、原告は、最も大きな床面積を占める構造（鉄骨造）に応じた経年減点補正率を適用すべきなどと主張している。

原判決及び争点

◇ 原判決

- ①事件（大阪高裁）・③事件（広島高裁）：低層階を構成する構造に応じた経年減点補正率を適用して価格を決定したことは違法→請求認容
- ②事件（大阪高裁）：低層階を構成する構造に応じた経年減点補正率を適用して価格を決定したことは適法→請求棄却

◇ 最高裁における争点は、低層階を構成する構造に応じた経年減点補正率を適用してされた上記各家屋の価格の決定の適否である。

特別地方交付税の額の決定取消請求事件について

事案の概要

地方団体である上告人（第1審原告）は、総務大臣から、地方交付税法15条2項の規定により、令和元年度の第1回目及び第2回目の特別交付税（※）の額の各決定を受けた。上記各決定は、ふるさと納税制度による寄附金に係る収入の一部を特別交付税の減額要因と定めた「特別交付税に関する省令」の各規定を適用してされたものである。

本件は、上告人が、被上告人（第1審被告）である国を相手に、上記各規定が地方交付税法による委任の範囲を逸脱すると主張して、上記各決定の取消しを求める事案である。

（※）特別交付税とは、地方交付税（地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう國が交付するもの）の一種であり、地方交付税の6%を占める。

原判決及び争点

◇ 原判決（大阪高裁）は、要旨次のとおり判断して、上告人の請求を認容した第1審判決を取り消し、本件訴えを却下した。

本件訴えは、行政主体としての上告人が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものとみることはできないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらない。

◇ 最高裁における争点は、地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えが裁判所法3条1項にいう法律上の争訟（※）に当たるか否かである。

（※）裁判所法3条1項

裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。